

# 平成22年4月1日から一般病棟に入院される方への 新しい入院医療費の計算方法(DPC)のご案内

当院は、急性期病院として、厚生労働省から『DPC(診断群分類包括評価)』の対象病院に認可され、平成22年4月1日から新たに一般病棟に入院される方より新しい入院医療費の計算方法として「DPC」による包括払い方式に変更となります。

(※平成22年3月より引き続き入院されている方は対象にはなりません、4月1日以降に退院されて、その後、再入院された方は対象となります。)

## DPCについて

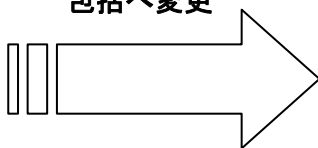
- ▶ DPCとは、一般病棟に入院される患者様の病気・病状により、治療の内容に応じて診断群に分け、診断分類別に1日当たりの費用を定めた医療費の計算(支払い)方法です。従来の計算方法は、診療で行った検査や注射、投薬などの内容に応じて医療費を計算する「出来高払い方式」でした。
- ▶ DPCでは、病名や手術、処置等の内容に応じた1日当たりの定額の医療費を基本として、全体の医療費の計算を行う「包括払い」方式となります。この方法により、病名や診療内容に応じてどのくらいの医療費がかかるかの目安が患者様にもより分かりやすくなります。ただし、手術やリハビリテーション、内視鏡等はこれまでどおり「出来高払い式」で計算される決まりとなっています。

平成22年3月31日まで

従来の計算方法(出来高払)

入院基本料
投薬・注射
検査
X線
処置

包括へ変更

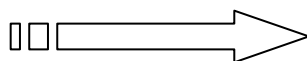


平成22年4月1日から

新しい計算方法(DPC)

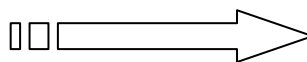
1日当たりの定額点数  
× 入院日数  
  
※入院基本料・投薬・注射・検査・X線含む

出来高のまま



手術・リハビリその他一部の検査(内視鏡)・処置料(1000点以上)及び退院時処方など

そのまま



食 事

食 事

## 《DPCについてのQ&A》

Q 現在入院中ですが、4月1日以降に退院する場合はどうなりますか？

A 3月より引き続き入院されている方は対象にはなりません。4月1日以降に退院されて、その後入院された方はDPCの対象となります。

Q DPCの対象患者とはどのような患者が該当するのですか？

A 基本的には、一般病棟に入院される全ての患者様がDPCの対象になります。しかし、DPCで定められている診断群分類に該当しないと主治医が判断した場合は、これまでどおりの出来高算定によって医療費を請求させていただきます。

★次に該当する患者様は対象外となります。(出来高算定となる場合)

- ・労災、公災保険、自賠責保険を使用する方
- ・入院後24時間以内に亡くなられた方
- ・平成22年3月31日以前から引き続き入院されている方
- ・入院期間が一定の期間を超えた場合(一定期間を超えてしまうと出来高算定に切り替わります。)

Q DPCの対象となる病気でも、出来高で計算してもらえますか？

A 厚生労働省で定められているため、DPCの対象となる病気は、出来高の算定はできません。

Q 病名や治療内容が途中で変更になったらどうなりますか？

A DPCでは、1入院に対して1病名というのが基本の考え方です。病状や治療の内容によっては、当初の診断群分類が入院途中で変更になる場合があります。この場合には入院日に遡って医療費も変更になりますので、あらかじめご了承ください。

Q DPCになると医療費は高くなりますか、安くなりますか？

A DPC診断群分類によって、従来の出来高算定よりも高くなる場合や安くなる場合があります。また、入院日数によっても、1日当たりの医療費が変わります。DPCでは、入院される病名や治療内容、入院日数によって医療費が変わりますので、以前と同じ病名で入院されていても、全て出来高算定で計算していた時の医療費とDPCで計算した医療費を単純に比較出来ない場合がありますので、ご了承願います。

Q 高額療養費の取扱はどうなりますか？

A 高額療養費の取扱は変わりません。また、入院費のお支払いの窓口も従前どおりです。

Q 医療方針や医療内容は変わるのですか？

A 医療の内容及び、診療方針については、今までと全く変わりありません。平成22年4月1日より変わるのは、入院患者様の入院医療費の計算方法が変更になり、厚生労働省により決められた診断群分類に基づく新しい包括的評価により医療費の計算方法が計算されるということです。

◎ご不明な点については、1階総合受付医事窓口までお問い合わせください。